

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

中之条町デジタル田園都市構想総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県吾妻郡中之条町

3 地域再生計画の区域

群馬県吾妻郡中之条町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、2020 年の国勢調査では 15,386 人であり、1990 年の国勢調査時の 21,627 人からは、6,241 人、約 28.9%減少している。2000 年時の 20,389 人と比較した場合には、5,003 人、約 24.5%減少している。また、2010 年の国勢調査時の 18,216 人と比べても 2,830 人、約 15.5%減少しているなど、減少傾向が続いている。

年齢階層別（年齢 3 区分別）に人口をみた場合、年少人口（0～14 歳）は、1990 年時の 3,754 人から 2020 年では 1,365 人となり 2,389 人、約 63.6%の減少となっている。生産年齢人口（15～64 歳）は、1990 年時の 13,971 人から 2020 年には 7,654 人となって 6,317 人、約 45.2%の減少となっている。老年人口（65 歳以上）においては、1990 年時の 3,899 人から 2020 年には 6,294 人、約 1.61 倍の増加、高齢化率は 2020 年には約 41.1%となり、少子高齢化が進行している。

今後も人口減少及び少子高齢化が進むと予測され、社人研の地域別将来推計人口では、2030 年には 12,802 人、2035 年には 11,628 人となり、老年人口が生産年齢人口を上回ると推計されている。

自然動態をみると、出生数は 2010 年では 101 人であったが、減少が続いており、2023 年には 58 人となっている。その一方で、死亡数においても、2010 年には 257 人であったが、2023 年には 321 人と増加しており、2023 年の出生者数から死亡者数を差し引いた自然減は 263 人（自然減）となっている。

社会動態をみると、2010年には転出者 559 人が転入者 438 人を上回る社会減 126 人（その他増減を含む。）であった。社会動態は、転出者が転入者を上回る社会減が続いているが、近年は縮小傾向にあり、2023年には、99 人の社会減となっている。よって、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、移住者の増加により転入者が増加している一方で、それを上回る転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）の推移をみると、国や県より低くなっており、国の目標値である希望出生率（1.8）及び人口を維持するのに必要な出生率（2.07）には届いていない状況にあり、2023年には 1.14 となっている。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの機能低下など、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、「地域の特性を活かした魅力ある地域づくり」を主眼に、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成や産業振興、ICTの利用等による快適な生活環境の整備を目指し、都会にはない魅力をより高めるため、SDGs への取組やデジタル技術の積極的な活用によるDXを図ることで、自然とともに快適に暮らし、地域資源を最大限に活用し、「持続可能な町」を目指す。

なお、これらに取組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 中之条の特性を活かした魅力あるしごとを創出する
- ・基本目標 2 中之条へのひとの流れをつくる
- ・基本目標 3 中之条で家族を増やしたくなる
- ・基本目標 4 共創のまちづくりを行い、幸せな暮らしを守るとともに、時代にあった魅力的な地域をつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
-----------------	-------	-----------------	-----------------	-----------------------------

ア	全産業の従業者数	5,721人	5,750人	基本目標 1
イ	人口の社会増減数	-99人	-50人	基本目標 2
ウ	観光消費額	53億円	55億円	基本目標 2
エ	合計特殊出生率	1.14	1.5	基本目標 3
オ	中之条町に住み続けたい と思う人の割合	77.2%	80.0%	基本目標 3
カ	中之条町を住みやすいと 思う人の割合	50.6%	60.0%	基本目標 4
キ	中之条町に誇りや愛着を 感じる人の割合	65.0%	75.0%	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

中之条デジタル田園都市構想総合戦略推進事業

ア 中之条の特性を活かした魅力あるしごとを創出する事業

イ 中之条へのひとの流れをつくる事業

ウ 中之条で家族を増やしたくなる事業

エ 共創のまちづくりを行い、幸せな暮らしを守るとともに、時代にあった
魅力的な地域をつくる事業

② 事業の内容

ア 中之条の特性を活かした魅力あるしごとを創出する事業

産業振興、企業誘致・創業支援などによる雇用の拡大及び事業所の経営安定化を図ることで、雇用の安定化や若い世代の雇用の場を確保し、女性や高齢者など誰もが活躍し能力を遺憾なく発揮でき、安心して働け

る環境・地域社会を実現、様々な分野に魅力ある仕事の場を創出する事業。

【具体的な事業】

- ・ 農業の振興
新規就農者支援事業
農産物ブランド化事業
おいしいお米づくり支援事業 等
- ・ 林業の振興
木材活用センター運営管理事業
有害鳥獣対策事業 等
- ・ 商工業・観光産業の振興
商工振興対策事業 等

イ 中之条へのひとの流れをつくる事業

四万や沢渡、六合温泉郷などの温泉地をはじめとする多様な観光資源や豊かな自然環境、赤岩重伝建のような歴史的・文化的資源などに恵まれた、あらゆる地域資源を連携・活用した新たな価値の創出による交流を推進し、「交流人口」「関係人口」の増加に向けた取組を強化する。

また、町を訪れ、知り、交流する機会を増やすことで、「住みたい」「住み続けたい」まちづくりを進め、移住・定住や町民の回帰を推進、中之条への「人」の流れをつくる事業。

【具体的な事業】

- ・ 交流・移住・定住促進
ふるさと移住・定住促進事業
ふるさと納税事業 等
- ・ 魅力ある観光事業の推進
観光宣伝事業
中之条ガーデンズ運営管理事業
花楽の里運営管理事業
観光施設管理事業
六合地区観光施設管理事業 等

- ・地域資源を活用した特色のあるイベントの実施

中之条ビエンナーレ開催事業

都市交流対策事業 等

ウ 中之条で家族を増やしたくなる事業

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう環境を整え、保健や医療、福祉、教育などの各分野が連携した支援体制の構築と、家庭や学校、職場、地域など社会全体で支える仕組みづくりを推進し、結婚から子育てまでの切れ目のない支援の充実を図る事業。

【具体的な事業】

- ・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

マリッジサポート事業

妊娠出産サポート事業

育児等健康支援事業

子育て支援事業

放課後児童健全育成事業 等

- ・教育環境の充実

英語力向上支援事業

外国人青年招致事業

地域学校協働本部事業

青少年対策事業 等

エ 共創のまちづくりを行い、幸せな暮らしを守るとともに、時代にあった魅力的な地域をつくる事業

「しごと」と「ひと」の好循環を持続させるためには、地域が活力にあふれる必要があり、自然とともに安心・安全・快適に暮らすことができる地域の実現に向け、日常生活機能の向上を図る。

また、多様な町民が活躍できる環境を整え、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域において自身の役割や生きがいを持ち、幸せに暮らし続けることができる「まちづくり」を推進する事業。

【具体的な事業】

- ・安心・安全・快適な地域づくり

- 未来ビジョン・総合戦略事業
- 情報化推進対策事業
- 防災対策事業
- 公共交通対策事業 等
- ・健康づくりの推進・健康寿命の延伸
- 健康増進事業
- 生活支援体制整備事業 等
- ・生きがいつくり・生涯学習の推進
- 中央公民館運営事業
- 趣味・教養講座事業
- 少年教室事業
- 公開講座事業
- きらめき講座事業
- 歴史と民俗の博物館運営事業
- 企画展事業
- 講座・講演会事業
- 保健体育推進事業 等
- ・公共施設等の適正管理、空き家対策
- 空家対策事業 等

※ なお、詳細は中之条町デジタル田園都市構想総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000 千円（2025 年度～2027 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度 11 月頃に外部有識者による施策の実施及び目標達成状況の検証を行い、必要に応じ計画の見直しを行う。また、本町公式ホームページ等による情報公開に努める。

⑥ 事業実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで